

さ情審査答申第37号
平成19年4月19日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成18年10月20日付けで貴職から受けた、「異議申立決定（認容）後未処理案件（公園みどり課等）の発覚後にその処理へ向けて作成された次の文書等①関係課への事務連絡等文書②上司への説明資料③担当職員のメモ④そのほか（ただし①についてはすでに提供された文書を除く）（以下「本件対象個人情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの個人情報開示請求であって類似の事案であることから、同実施機関から、平成18年9月15日付けで受けた、「都市局都市計画部公園みどり課において保有する次の私の個人情報①市政情報課職員とのやりとりのメモ②他の課の職員とのやりとりのメモ③そのほか（ただし、すでに提出されたものをのぞく）」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問、並びに、平成18年10月16日付けで受けた、「高齢福祉課において保有する次の私の個人情報①市政情報課とのやりとりのメモ②公園みどり課とのやりとりのメモ③わたしとのやりとりのメモ。（私へのFAXをのぞく。）④そのほか」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問と併合して審議をしました。

第1 審査会の結論

本件対象個人情報は不存在と認められる。よって、不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、平成18年8月31日付け総総市第1418号により、さいたま市長が行った本件処分について取り消し、本件対象個人情報を全て開示することを求めるというものである。

なお、異議申立人は本件処理につき謝罪を求めている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分には、理由付記義務懈怠の瑕疵がある。
- (2) 本件対象個人情報（異議申立認容決定後未処理事件（公園みどり課・高齢福祉課関係））にかかる重要なものであり、市政情報課の権限と分掌と責任から不存在は到底ありえずにわかに信じ難い。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 理由付記の義務とは、条例第19条の解釈の中で、「単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要」としている。本件処分においては、開示しない理由を、「当該個人情報は実施機関では作成しておらず存在しない」としており、不存在の理由を「作成していないため」と具体的に示しているため、開示請求者が不開示の理由を明確に認識し得るものである。
- 2 情報公開制度・個人情報保護制度の実際の運用については、請求を受けた各担当課が行うものである。市政情報課は、各担当課から個別の事案について相談を受けることがあるが、条例の解釈について記載された「情報公開制度・個人情報保護制度の手引」や具体的な運用について記載された「ハンドブックー情報公開・個人情報保護ー」などにより、制度について一般的な助言をする立場にとどまるものであり、実際の判断については、各担当課において行うものである。本事案については口頭で指導を行い、既に異議申立人に提供されているものを除き、異議申立人が主張するような、関係課への連絡等文書、上司の説明資料、担当職員のメモ及びそのほかといった行政情報は存在せず、よって開示請求に係る個人情報も存在しない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立ては、異議申立人が「異議申立認容決定後未処理事件」について本件対象個人情報の開示を求めたところ（以下「本件開示請求」という。）、実施機関が当該情報は作成しておらず不存在であるという理由で不開示と決定したため、これを不服として本件処分の取消し等を求めるもの

である。

なお、異議申立人がいう「異議申立認容決定後未処理事件」とは、当審査会で平成14年3月から平成15年3月にかけて審議した「市総合振興計画『市民懇話会』の会員が同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料」の非公開決定に対する異議申立てに関するものであり、実施機関においては、高齢福祉課、広報広聴課(平成15年4月から広報課)及びみどり課(平成14年4月から公園みどり課)の3課が分掌した。実施機関は、平成15年5月13日付けの当審査会の「非公開とした決定は失当であるから、これを取り消すべきである。」との答申を受け、異議申立てに対してそれぞれ認容決定をしたが、高齢福祉課及び公園みどり課の2課にかかるものについては、異議申立人に対してその後の公開の実施がなされていない案件のことである(以下「未処理事件」という。)

- 2 実施機関の口頭意見陳述等によると、以下の事情が認められる。
 - (1) 平成17年12月、異議申立人から総務部市政情報課に対して、未処理事件について公開の実施がなされていないことが指摘された。
 - (2) 上記(1)の指摘を受けて、市政情報課の担当職員は、状況の調査を行ない、上司に口頭で報告するとともに、高齢福祉課及び公園みどり課の担当職員に早急に未処理事件について公開の手続きをすすめるよう口頭で指導した。
 - (3) 総務部長は、最終的に平成18年3月付文書「不服申立て案件にかかる事後処理について(依頼)」を福祉部長及び都市計画部長宛て発信し、速やかに未処理事件について公開を実施するよう依頼した(同文書は、公園みどり課から異議申立人に対して情報提供されている。)
 - (4) 平成18年8月17日付けで、異議申立人から「すでに提供された文書を除く」として本件開示請求が提出され、同年8月31日付けで、実施機関が本件対象個人情報を作成していないとして本件処分をしたところ、同年9月5日付けで、異議申立人から本件異議申立てがなされた。
 - (5) 平成18年12月、高齢福祉課及び公園みどり課は、未処理事件について一部公開決定をした。
- 3 以上の経過によれば、市政情報課では、高齢福祉課及び公園みどり課に対し情報公開の制度について条例の解釈等に基づき助言、指導をしたことが認められるが、これらは、既に異議申立人に提供されている文書を除いては、もっぱら口頭で行なわれたということである。未処理事件について具体的に公開対象情報を判断するのは各担当課であって、市政情報課の助言、指導は一般的なものであったことを考えれば、本件対象個人情報は他に存在しないというのも不自然不合理ではないし、他に本件対象個人情報

が存在することをうかがわせるような具体的な事情はない。本件対象個人情報情報は存在しないと認めるのが相当である。

4 異議申立人は、本件には理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張する。

およそ文書等が存在しない理由としては、①文書等取得せず、②文書等不作成③保存年限切れ廃棄済み、④誤り廃棄、⑤所在不明ないし紛失、といったところが考えられるが、本件において実施機関は不存在的理由を、本件対象個人情報を「作成しておらず」存在しない、と明確に述べているから、本件処分に理由付記義務の懈怠はないというべきである。

5 なお、異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、実施機関に謝罪を求めているが、個人情報の不開示決定等に対する異議申立ては行政不服審査法の規定による不服申立てであり(条例第30条)、当該不開示決定等についてその違法又は不当を審査させ、その是正排除を請求する手続きである。したがって、謝罪を求めるという異議申立ては申立て自体失当であるから当審査会は審査しない。

6 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年10月20日	諮問の受理
②	同 年 11月17日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 12月21日	審議
④	平成19年 1月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 2月15日	審議
⑥	同 年 3月23日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)